

青梅市教育大綱(案)

平成27年 月
青 梅 市

◎基本方向 次代を担う子どもをみんなで育むまち

○施策分野 子育て支援

【基本方針】

全ての子どもたちが健やかに、伸びやかに育つことができ、親も子育ての喜びを感じることが
できる社会の実現を目指し、多様な子育て支援サービスや保育サービスを提供するとともに、
幼稚園教育を推進します。

また、子どもたちが様々な人と出会い、ふれあうことのできる多世代・異年齢交流を推進し、
社会全体で子どもと親の育ちを支え、安心して出産・子育てができるまちづくりを進めます。

【基本施策】

(1) 計画の推進と制度改正への対応

(2) 子育て支援の充実

(3) 保育サービスの充実

(4) 幼稚園教育の推進

(5) 子どもの安全・安心な居場所づくり

○施策分野 家庭教育

【基本方針】

家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭は常に子どもの心のよりどころとなるものです。子どもたちが基本的な生活習慣や生活能力、自制心や自立心、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、社会的なマナーなどの基礎を身に付ける役割を果たす家庭教育の向上を目指し、学習機会の提供や啓発活動を推進します。

また、家庭、学校および地域などと連携した子育て環境づくりの支援を図ります。

【基本施策】

(1) 家庭教育への支援

(2) 幼児期の教育支援

○施策分野 学校教育

【基本方針】

子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力を育み、郷土を愛する人間性豊かな市民として成長することを目指し、教職員の資質・能力の向上や基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るとともに、家庭・学校・地域が連携し、青梅の伝統や文化を生かした地域に根ざした教育を推進します。

また、小・中学校の9年間を通じた一貫性のある切れ目のない教育を推進し、児童・生徒間の多様な関わり合いの中で豊かな人間性や社会性を育む教育を目指します。

さらに、安全・安心で地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、少子化による児童・生徒数の動向を踏まえ、学校規模の適正化を検討します。

【基本施策】

(1) 学力・体力の向上

(2) 心の教育の推進

(3) 特別支援教育の推進

(4) 教育環境の充実

(5) 教職員の資質・能力の向上

(6) 施設の整備・活用

(7) 学校給食の充実

○施策分野 青少年活動

【基本方針】

次代を担う青少年が、自らの能力や個性を十分に発揮するとともに、地域社会の一員として心身共に健やかに成長することを目指し、家庭、学校、地域および関係機関との連携のもと、青少年活動への支援を図ります。

【基本施策】

(1) 青少年の体験活動の充実

(2) 青少年リーダーの育成

(3) 青少年の健全育成環境の確保

◎基本方向 文化・交流活動がいきづくまち

○施策分野 生涯学習

【基本方針】

市民が生涯を通じ、主体的に学習機会を選択して学び、その成果を社会に生かしていくことができる「ともに学んで生きるまち」の実現を目指し、いつでも、どこでも、誰でもが学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映される生涯学習の推進を図ります。

また、学習成果の総合的な発表の場や生涯学習の基盤となる施設の整備を図ります。

【基本施策】

(1) 生涯学習推進体制の整備

(2) 生涯学習の環境整備

○施策分野 歴史・文化・芸術

【基本方針】

市民一人ひとりが自らの暮らすまちの歴史や文化を理解し、郷土を愛し、誇りをもって生活することができる心豊かな文化の香り高いまちを目指し、地域の文化財の保護・保存に努めるとともに、優れた文化・芸術や貴重な文化財を通じ、市民誰もが参加し触れることができる機会の充実を図ります。

また、文化芸術活動の拠点となる施設の整備を図ります。

【基本施策】

(1) 文化遺産の魅力を生かしたまちづくりの推進

(2) アートによるまちづくりの推進

(3) 市民文化・芸術活動の振興

(4) 文化芸術活動拠点施設のあり方の再構築

○施策分野 図書館

【基本方針】

図書館は幅広い分野の図書や視聴覚資料等の収集・整理・保存を行い、市民が必要とする様々な資料や情報を提供することにより、生涯学習をはじめとする情報交流拠点施設として、利用者に応じたサービスを提供します。

また、本市の歴史を未来に伝えるため、地域資料や行政資料の収集等に努めます。

さらに、中央図書館と分館との役割を明確化し一体的な運用を図るとともに、特色のある図書館づくりを推進します。

【基本施策】

(1) 図書館資料の充実

(2) 図書館サービスの充実

(3) 子どもの読書活動の支援

(4) 図書館ネットワークの充実

(5) 運営方法等の検討

○施策分野 スポーツ・レクリエーション

【基本方針】

「スポーツを通じてすべての市民が幸福で豊かな生活を営むことができるまち」の実現を目指し、スポーツ・レクリエーションの活動の機会や場所を提供することにより、市民の健康維持・増進に努めます。

また、既存体育施設のあり方について検討するとともに、いつでも気軽に健康・体力づくりができるよう、各体育施設の適切な運営や維持管理に努めることにより、スポーツの推進を図ります。

【基本施策】

(1) 青梅市スポーツ推進計画の策定と施策の推進

(2) 体育施設の整備と管理運営の充実

○施策分野 都市間交流

【基本方針】

国際交流・地域間交流を行うことにより、異なった習慣や文化を相互に理解し、相手の立場を認める心が育まれる社会の実現を目指します。

姉妹都市であるドイツ・ボッパルト市との交流を深めていくとともに、市内の国際交流活動を行っている団体を支援することにより、市民が主体となった国際交流の充実を図ります。

また、杉並区をはじめとする多くの自治体との交流を活性化し、青梅の魅力を積極的に発信するなど相互交流の拡大を図ります。

【基本施策】

(1) 国際交流の促進

(2) 地域間交流の促進

◎基本方向 みんなが誇れる青梅の教育に向けて

【基本方針】

みんなが誇れる青梅の教育を目指し、次代を担う子どもを育むまちづくりをバランスよく進めます。

【基本施策】

(1) 交通安全意識の高揚と交通安全知識の普及・啓発 (第1章 P 39)

(2) 防犯体制の強化 (第1章 P 41)

(3) 健康づくりの充実 (第5章 P 75)

(4) 食育の推進 (第5章 P 75)

(5) 福祉意識の向上 (第6章 P 79)

(6) 市民活動の活性化促進 (第9章 P 117)

(7) 人権啓発活動の充実 (第9章 P 120)

(8) 平和意識の高揚 (第9章 P 120)

(9) 男女平等施策の総合的な推進 (第9章 P 122)